



5月1日、新しい元号『令和』がスタートし1ヶ月が経ちました。これから梅雨の季節に入りますのでどうぞ自愛ください。令和初のニュースレターをお届けいたします。

## COLUMN 3 ~ 弁護士 西山 一博

## 副会長の任期を終えて

平成31年3月末日をもって、1年間の愛知県弁護士会副会長の任期を無事終えました。愛知県弁護士会の副会長は、ほとんどの時間、弁護士会館に詰めて仕事することになるので、本来の業務との両立に苦心してまいりましたが、それも終わりました。

任期を終えて早々に、一緒に理事者を務めた会長と他の副会長4人とともに、北海道へ行ってきました。4月1日、北海道のとあるパーキングエリアにて、レンタカーを停めて、6人で『令和』の発表会見を見ました。そして、名古屋へ帰ってきて、弁護士会館に行き、われわれが座っていた理事者室の椅子に、今年度の副会長が座っているのを見ると、必要以上に時代の変化を感じたりしています。この一年間の経験を生かし、今後とも、より一層皆様のお役に立てるよう邁進してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。



## COLUMN 2 ~ 弁護士 下出 太平

## 仕事もバスケも全力で

昨年、事務所に自分の名前が入り、西山が弁護士会副会長だったこともあり、これまでとはまた別の経験をすることができました。忙しかったですが、振り返ってみれば自分の糧になりました。

ところで、そんな中でも、社会人チームでバスケットを続けており、年齢的なことから、キャプテンとなっています。3月に入替戦があったのですが、3部の我がチームは見事2部昇格を果たしました。その試合の私の成績は0点5ファウル退場。

自分が前に出るのではなく、チームを無形の力で後押しする役割を受け入れる時期なのかとも感じました。考えてみれば、自分の仕事は依頼者を後押しするのだと思うと、役割を受け入れやすくなる反面、単に言い訳のようでもあり、バスケではもう少しだけ自分が前に出られるように頑張ってみようと思っています。



## COLUMN 3 ~ 弁護士 山元 隆一郎

## 平成から令和へ

ついに、平成が終わり、令和の時代がやってきました。私は、平成元年生まれですから、私にとって、平成とは、私の人生とともにあったもので、とても思い出深い時代であったように思います。ただ、私自身は、新しい物好きなので、令和もいいなあと思いはじめている今日この頃です。

私は筋トレが趣味なのですが、最近ゴルフにはまってしまい、筋トレがあまりできなくなってしまいました。筋トレの時間をささげて鍛えた私のゴルフの腕前は、ベストが111という、何ともいえない状態です。

さて、2018年度は、当事務所の西山が、愛知県弁護士会の副会長を務めておりましたが、本年3月末で任期を終えたことから、事務所一丸となってフル稼働しておりますので、令和も変わらず、よろしくお願いいたします。



ご存じですか？

## 民法改正と消滅時効



令和2年(2020年)4月1日、改正民法が施行されます。

民法は、明治29年(1896年)に制定されてから、約120年間、実質的な改正がなされていませんでした。

今回の改正は多岐にわたるため、その全てをここで照会することはできませんが、そのうちの『消滅時効』について、ご説明いたします。

### 1 消滅時効とは？

消滅時効とは、時効期間の経過により債務者がこれを援用すれば、権利が消滅してしまうものです。

したがって、一定期間権利を行使しないまま放置していると、請求できなくなってしまうもので、権利者側からすると気をつけなくてはならないものです。

### 2 改正点

現行民法では、債権の消滅時効における原則的な時効期間を10年としつつ、短期消滅時効として、種類によって1年、2年、3年の時効期間となるものもあり、例外にあたることを見落とすと意外に短い期間で時効によって消滅してしまうことがあります。また、商法によって、商事債権については5年とされています。

改正民法では、債権の消滅時効については、原則として

- ① 債権者が権利を行使することができることを知ったときから5年間行使しないとき(主観的起算点)
- ② 権利を行使することができるときから10年間行使しないとき(客観的起算点)

のいずれか早い方により、時効期間が経過します。

また、不法行為による損害賠償請求権は、主観的起算点から3年(生命・身体の侵害に関しては5年)、客観的起算点から20年となります。

※債務不履行による損害賠償請求はこれとは異なります

時効について、これ以外にも改正点や、改正に伴う留意点があり、ここで紹介するのは一部です。

また、時効以外の改正点も多岐に及んでいます。

民法改正はもちろん、様々な法律問題の相談を承りますので、お気軽にご相談ください。



## 西山・下出法律事務所

弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎

Tel.052-957-1106 [info@lwo.jp](mailto:info@lwo.jp) <http://www.lwo.jp>

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F

執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

